

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十一年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）</p> <p>第二条 法第九十三條の二第二項に規定する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の監査証明に関する場合に限る。</p> <p>一 公認会計士法第二十四條第一項又は第三項（これらの規定を同法第十六條の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する関係を有する場合</p> <p>二 公認会計士法第二十四條の二（同法第十六條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合</p> <p>三 公認会計士法第二十四條の三（同法第十六條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四條の三に規定する監査関連業務を行つてはならない場合</p>	<p>（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）</p> <p>第二条 法第九十三條の二第二項に規定する公認会計士の特別の利害関係とは、次の各号の一に該当する場合における関係をいう。ただし、第五号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の監査証明に関する場合に限る。</p> <p>一 公認会計士が、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四條第一項又は第三項に規定する関係を有する場合</p> <p>二 公認会計士の配偶者が、公認会計士法第二十四條第一項第一号又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七條第一項第一号から第八号までに規定する関係を有する場合（新設）</p>

- 四 監査証明を受けようとする会社（以下「被監査会社」という。）
（ ）について行う監査に補助者として従事する者（以下「補助者」という。）が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七條第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合
五・六（略）
- 2 法第九十三條の二第二項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。
- 一 公認会計士法第三十四條の十一第一項に規定する関係を有する場合
- 二 公認会計士法第三十四條の十一の二において準用する同法第二十四條の二の規定により同法第二條第一項の業務を行つてはならない場合
- 三（略）
- （削る）
- 四〇八（略）

- 三 監査証明を受けようとする会社（以下「被監査会社」という。）
（ ）について行う監査に補助者として従事する者（以下「補助者」という。）が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合
四・五（略）
- 2 法第九十三條の二第二項に規定する監査法人の特別の利害関係とは、次の各号の一に該当する場合における関係をいう。ただし、第七号から第十号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。
- 一 監査法人が、公認会計士法第三十四條の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第八條第一号から第三号までに規定する関係を有する場合
（新設）
- 二（略）
- 三 監査法人の社員のうちに公認会計士法施行令第八條第四号又は第五号に規定する関係のある者がある場合
- 四 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、公認会計士法施行令第八條第六号に規定する関係を有する場合
- 五〇九（略）

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第七号に規定する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、当該監査証明が指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該監査法人の代表者及び当該監査証明に係る業務執行社員に代えて、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

十 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第六号に規定する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項若しくは公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「関与社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ二（略）

ホ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第四項及び同法第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）

以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二（略）

2 } 10（略）

附則

1 この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下「新監査証明府令」という。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表の監査証明並びに施行日以後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表の監査証明に適用し、施行日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表の監査証明並びに施行日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表の監査証明については、なお従前の例による。ただし、新監査証明府令第一号様式の第一部 監査人等の概況の2 監査契約等の状況の 監査報酬等の額のその他の業務に係る記載事項については、施行日前に開始する事業年度に係る報酬の記載は要しないものとする。

イ二（略）

ホ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二（略）

2 } 10（略）

[